

規 則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十三号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「埼玉県個人番号の利用に関する条例」を「埼玉県個人番号の利用等に関する条例」に、「個人番号利用条例」を「番号利用条例」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第二項ただし書中「個人番号利用条例第四条第二項」を「番号利用条例第四条第三項」に改める。

別表第二の二の項中「五五、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第五条第一項ただし書及び第二項ただし書の改正規定は、同年四月一日から施行する。